

調 達 要 領 指 定 書			
件 名	産業廃棄物処理 (廃プラスチック類)	作 成	令和 8 年 5 月 1 8 日
		作成部隊等名	弘前駐屯地業務隊

2.2 役務対象品・数量

- a) 対象品
廃プラスチック類
- b) 数 量
約 3 9 8 k g

2.4 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類は、「廃プラスチック類」とする。

2.8 引渡し場所等

引渡し場所は、「陸上自衛隊弘前駐屯地内」とする。

4.1 提出書類等

提出書類等は、「表 2－提出書類中番号 1、2」とする。

調 達 要 領 指 定 書			
件 名	産業廃棄物処理 (廃プラスチック類 合成繊維)	作 成	令和 8 年 5 月 1 8 日
		作成部隊等名	弘前駐屯地業務隊

2.2 役務対象品・数量

- a) 対象品
廃プラスチック類（合成繊維）
- b) 数量
約 6、2 8 6 k g

2.4 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類は、「廃プラスチック類」とする。

2.8 引渡し場所等

引渡し場所は、「陸上自衛隊弘前駐屯地内」とする。

引渡し場所から、工場等へ搬入する際、官側が立会いをするものとする。

また、廃プラスチック類（合成繊維）の焼却に際しても、官側が立会いをするものとする。ただし焼却を立会いできない場合は、契約相手方が焼却完了の証明書類を発行するものとする。

4.1 提出書類等

提出書類等は、「表 2－提出書類中番号 1、2」とする。

廃プラスチック類（合成繊維）の焼却に際し、官側が立会いをできない場合は、「焼却完了の証明書類」を 1 部提出する。

調 達 要 領 指 定 書			
件 名	産業廃棄物処理 (廃プラスチック類 金属含有)	作 成	令和 8 年 5 月 1 8 日
		作成部隊等名	弘前駐屯地業務隊

2.2 役務対象品・数量

- a) 対象品
廃プラスチック類（金属含有）
- b) 数 量
約 3、1 2 0 k g

2.4 産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類は、「廃プラスチック類」とする。

2.8 引渡し場所等

引渡し場所は、「陸上自衛隊弘前駐屯地内」とする。

4.1 提出書類等

提出書類等は、「表 2－提出書類中番号 1、2」とする。